

区民協働スペース 利用ガイド

【第7版】

港区 産業・地域振興支援部 地域振興課

各総合支所管理課

目次

区民協働スペース所在地等一覧表	2
ご利用にあたって	3
各区民協働スペースのご案内	6
こんなときはどうするの？（Q&A）	14
港区区民協働スペースの設置及び管理運営に関する要綱	15
連絡先一覧	17

区民協働スペースとは

区民協働スペースは、「港区区民協働スペースの設置及び管理運営に関する要綱」に基づき、地域の皆さんが、区とともに地域の課題解決を図る活動拠点として設置しています。会議室を基本に、施設によっては、ロビースペースや印刷機等も備え、区民団体が無料で利用できる施設です。

利用できる団体は、区と協働して行う地域課題解決のための活動や公共的もしくは公益的な活動を行う団体です。

【区民協働スペース所在地等一覧表】

番号	名称	所在地	利用日・利用時間	会議室等内容	その他の設備等
1	芝	芝5-13-15 芝三田森ビル2階	9:00~21:00 ※12/29~1/3を除く。	会議室1 会議室2	
2	新橋	新橋6-4-2 きらきらプラザ 新橋4階	9:00~20:00 ※休日、12/29~1/3を除く。	会議スペース1 会議スペース2 会議スペース3	ロビースペース
3	芝公園	芝公園2-7-3 芝公園保育園3階	9:00~20:00 ※休日、12/29~1/3を除く。	会議室1 会議室2	ロビースペース
4	愛宕	虎ノ門3-19-15 ザ・パークハウス 愛宕虎ノ門1階	9:00~21:00 ※12/29~1/3を除く。	集会室	
5	東麻布	東麻布2-1-1 東麻布二丁目 複合施設3階	火・木・土・日9:00~21:00 ※月・水・金及び12/29~1/3を除く。	協働スペース1 協働スペース2 協働スペース3 協働スペース4	ロビースペース 給湯室
6	麻布	六本木5-16-46 麻布保育園3階	月~金9:00~21:00 土・日、休日9:00~17:00 ※12/29~1/3を除く。	協働スペース1 協働スペース2 協働スペース3	給湯室 機器：印刷機（麻布地区総合支所内に設置、管理課執務時間のみ）
7	六本木	六本木6-5-19 シティハイツ六本木公共施設棟1階	月~金9:00~21:00 土・日、休日9:00~17:00 ※12/29~1/3を除く。	協働スペース1 協働スペース2	給湯室
8	赤坂	赤坂4-18-13 赤坂地区総合支所2階	月~金9:00~17:00 ※12:00~13:00を除く。 ※土・日、休日及び12/29~1/3を除く。	集会スペース	機器：コピー機、印刷機
9	高輪	高輪1-5-38 HUG高輪2階	月~金9:00~20:30 土・日9:00~17:00 ※休日及び12/29~1/3を除く。	集会スペース	
10	高輪台	高輪3-10-16 優つくり村高輪台1階	月~金9:00~21:00 土・日、休日9:00~17:00 ※12:30~13:00、17:00~17:30を除く。 ※12/29~1/3を除く。	集会スペース	給湯室
11	白金台	白金台4-6-2 ゆかしの杜6階	月~金9:00~21:00 土・日、休日9:00~17:00 ※12:30~13:00、17:00~17:30を除く。 ※12/29~1/3を除く。	会議室1 会議室2 会議室3	
12	神応	白金6-9-5 神応ほっとプラザ4階・屋外	月~土9:00~21:30 日9:00~17:00 ※多目的ひろば1・2は9:00~17:00 ※12:30~13:00、17:00~17:30を除く。 ※12/29~1/3を除く。	会議室A 会議室B 多目的ひろば1 多目的ひろば2	給湯室、印刷機 多目的ひろば更衣室
13	芝浦	芝浦1-16-1 みなとパーク芝浦1階	9:00~21:30 ※12/29~1/3を除く。	多目的室1 多目的室2 多目的室3	協働コーナー、給湯室 機器：コピー機、印刷機等
14	品川駅 港南口	港南2-3-13 品川フロントビル キッズ館1階	7:00~21:30 ※12/31~1/3を除く。	A集会室	
15	港南	港南4-3-7 さんぽーと港南1階・2階	9:00~21:30 ※12/29~1/3を除く。	多目的室1 多目的室2 多目的室3 多目的室4	協働コーナー、ロビースペース、給湯室 機器：コピー機、印刷機等

※ロビースペースは、テーブル、椅子を置いたフリースペースです。

※「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日をいいます。

【ご利用にあたって】

(1) 利用できる団体

区民協働スペースを利用できるのは、区民と区が協働して行う地域課題解決のための活動又は公共的もしくは公益的な活動を行う団体です。

公益的な活動を実践している団体であっても、区と協働の関係にない団体並びに区と協働の関係にある団体であっても、その目的以外で使用する場合にはご利用いただけません。

利用可能な活動（団体） 例	区民と区が協働して行う地域課題解決のための活動（団体）
	町会・自治会・商店会活動（総会・役員会、地域の祭り、催事のための準備活動）、防犯・防災関連活動、地域清掃活動、環境美化活動、民生・児童委員活動、保護司活動、更生保護女性会、青少年委員活動、子育て支援活動、高齢者支援活動、障害者福祉活動など
利用できない活動（団体） 例	サークル活動、趣味の会、事業所の会議、マンション管理組合の財産管理等に係る活動など

区民協働スペースをはじめて利用する場合は、次のとおりお申し込みください。

区の担当が分からない、利用できるか不明、複数の地域にまたがって活動をしている等の場合は、地域振興課区民協働・町会自治会支援担当（15 ページ）へご相談ください。

活動内容をお聴きし、関係課が決まっていない場合は、活動内容に関する課をご案内します。

区との協働の形態や進め方については、関係課と協議していただきます。協議の際には、具体的な活動内容がわかる書類（規約、実績報告書、計画書等）を提示してください。

協議の結果、区民協働スペースが利用できる（区と協働する）場合は、4 ページ（3）申込方法に従ってお申し込みください。利用できない（区と協働しない）場合は、区民センターなど他施設の貸室をご利用ください。

なお、窓口である各総合支所管理課及び地域振興課では、すべての団体の活動状況を把握しておりません。団体から各総合支所管理課に直接利用の申込みをされた際には、関係課に団体との協働内容について確認することがありますので、ご承知おきください。

(2) 利用時間、時間枠、会議室の規模、公衆無線 LAN(Minato City Wi-Fi) 等

区民協働スペースによって、利用時間や利用できない日、会議室の規模、公衆無線 LAN(Minato City Wi-Fi) の整備状況等が異なります。詳細は、6 ページ以降に掲載の「各区民協働スペースのご案内」をご覧ください。

(3) 申込方法

① 利用申込時期

2月1日から翌年度分の利用申込みを受け付けます（1日が土・日の場合、その後の直近の平日）。利用したい区民協働スペースと利用日時が決まったら、各総合支所管理課管理係で空き状況を確認のうえ、お申込みください。また、申込み期限は各区民協働スペースで異なりますので、詳しくは、お問い合わせください。

② 利用申込先

各総合支所管理課管理係で利用申込みを受け付けます。東麻布、芝浦、港南については、現地で申込みができます。詳細は所管の総合支所管理課管理係にお問い合わせください。

③ 申込みから利用までの流れ

申込	電話の場合	<p>各総合支所管理課管理係（17ページ）にお電話ください。もしくは、直接、窓口でお申出ください。</p> <p>※ 東麻布、芝浦、港南については、現地で直接お申込みができます。</p> <p>仮予約 管理課管理係（17ページ）にお電話ください。</p> <p>↓</p> <p>①団体名 ②利用目的 ③利用時間枠（準備、片付け時間を含む）④利用する区民協働スペース及び部屋 ⑤人数 ⑥借りたいもの（付帯設備）⑦責任者の氏名 ⑧住所、電話番号をお聞きします。</p> <p>利用申込書の提出</p> <p>管理課管理係に置いてある「利用申込書」を、<u>窓口・郵送・FAX</u>で、利用する区民協働スペースの所管の管理課管理係に提出してください。または、区ホームページ（トップページ>産業・文化・観光>区民協働>区民協働スペース）から「利用申込書」をダウンロードし、以下の二次元コードを読み込んで、電子申請サービス「<u>LOGOフォーム</u>」にて提出してください。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  芝地区 </div> <div style="text-align: center;">  麻布地区 </div> <div style="text-align: center;">  赤坂地区 </div> <div style="text-align: center;">  高輪地区 </div> <div style="text-align: center;">  芝浦港南地区 </div> </div>
	窓口の場合	<p>管理課管理係の窓口で「利用申込書」に、①団体名 ②利用目的 ③利用時間枠（準備、片付け時間を含む） ④借りる部屋 ⑤人数 ⑥借りたいもの（付帯設備） ⑦責任者の氏名 ⑧住所・電話番号を記入して提出してください。</p>
利用	<p>利用当日、現地にてご利用ください。</p> <p>スペースによって、事前に鍵をお渡しし、ご自身で開錠していただく場合があります。詳しくは、お申込みの際にご案内いたします。</p> <p>コピー機、印刷機を利用する場合、用紙は持参してください。</p>	

(4) 利用の変更・取消

電話または直接、各総合支所管理課管理係へご連絡をお願いします。

(5) 利用にあたっての諸注意

- ① 利用時間には事前の準備及び後片付けの時間を含みます（連結利用が可能な会議室では、パーテーション移動でお待ちいただく場合があります）。
- ② 室内での火気の使用は禁止です。また、施設及び敷地内はすべて禁煙です。
- ③ 利用終了後は直ちに利用前の状態に戻してください。
- ④ 利用終了後は必要に応じて清掃し、ごみは必ず持ち帰ってください。
- ⑤ 施設・設備に損害を与えたときは、相当額を賠償していただきます。
- ⑥ 利用できる団体であっても、下記の理由や申請内容によっては利用できません。
 - ア 区との協働に基づいた活動※でない場合
 - イ 遵守事項に違反する活動の場合
 - ウ 長期にわたって連続して利用する場合
 - エ 飲食を主目的とした利用や私的な利用の場合
 - オ 楽器の練習等、大音量を伴う活動の場合

※「区との協働」とは、区が補助金等を交付し財政支援している活動（団体）、区が共催等により協力する活動（団体）、区が関与する活動団体や会議体等に参加している団体による当該会議体等の設置目的に寄与する活動（団体）等

- ⑦ 利用目的又は遵守事項に違反したとき、または港区暴力団排除条例（平成 26 年港区条例第 1 号）第 12 条の規定に基づき、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資すると認められるときは、利用を取消します。
- ⑧ 区民協働スペースによっては、1 か月の利用回数限度を設定しています。
- ⑨ 利用目的に合致した利用をしているかを確認するために、会議資料の提出や職員の立ち入りを求める場合があります。
- ⑩ 災害時や施設点検などの行政運営上、利用をお断りする場合があります。
- ⑪ 本冊子において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める休日をいいます。

国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）

※令和 6 年 3 月現在

第二条 「国民の祝日」を次のように定める。

- ・元日 一月一日 ・成人の日 一月の第二月曜日 ・建国記念の日 政令で定める日 ・天皇誕生日 二月二十三日
- ・春分の日 春分日 ・昭和の日 四月二十九日 ・憲法記念日 五月三日 ・みどりの日 五月四日
- ・こどもの日 五月五日 ・海の日 七月の第三月曜日 ・山の日 八月十一日 ・敬老の日 九月の第三月曜日
- ・秋分の日 秋分日 ・スポーツの日 十月の第二月曜日 ・文化の日 十一月三日 ・勤労感謝の日 十一月二十三日

【各区民協働スペースのご案内】

芝区民協働スペース

所在地 芝5-13-15 芝三田森ビル2階

所管課 芝地区総合支所管理課管理係 (03-3578-3136)

利用時間	9:00~21:00		
時間枠	午前	午後	夜間
	9:00~12:30	12:30~17:00	17:00~21:00
会議室	名称	規模	利用可能人数
	★会議室1	約126㎡	50人
	★会議室2	約82㎡	40人
その他施設	-		
付帯設備	スクリーン(各会議室1台)、プロジェクター1台、マイクセット1セット、 ★印は公衆無線LAN(Minato City Wi-Fi) 利用可		
利用不可	12/29~1/3		

交通機関

- JR「田町駅」三田口(西口) 徒歩6分
- 地下鉄浅草線・三田線「三田駅」A3出口 徒歩6分
- 地下鉄大江戸線「赤羽橋駅」赤羽橋口出口 徒歩7分
- 東急バス・ちいばす高輪ルート「慶応義塾東門」バス停 徒歩1分

個別注意事項

- ◆施設の鍵は、利用者に開閉していただきます。当日もしくは前日(土・日、休日を除く)に芝地区総合支所管理課管理係または、当日もしくは前日(夜間、休日を除く)に芝公園区民協働スペース受付でお渡しします。

新橋区民協働スペース

所在地 新橋6-4-2 きらきらプラザ新橋4階

所管課 芝地区総合支所管理課管理係 (03-3578-3136)

利用時間	9:00~20:00		
時間枠	午前	午後	夜間
	9:00~12:30	12:30~17:00	17:00~20:00 (下記◆参照)
会議室	名称	規模	利用可能人数
	★会議スペース1	約48㎡	30人
	★会議スペース2	約41㎡	27人
	★会議スペース3	約31㎡	18人
その他施設	ロビースペース、ご近所ラボ新橋(事業用スペース)		
付帯設備	スクリーン(スペース1・2に各1台)、プロジェクター1台、マイクセット1セット、テレビ2台、 ★印は公衆無線LAN(Minato City Wi-Fi) 利用可		
利用不可	休日、12/29~1/3		

交通機関

- 地下鉄三田線「御成門駅」A4出口 徒歩5分
- ちいばす芝ルート「愛宕警察署」バス停 徒歩3分

個別注意事項

- ◆1階に受付があります。
- ◆夜間(17:00~20:00)の利用は、利用日の1週間前までにお申込みください。また、17時以降は1時間単位での申込みとなります。
- ◆区の事業用スペースとして1階に「ご近所ラボ新橋」があります。
- ◆会議スペース1・2は繋げて利用することができます。

芝公園区民協働スペース

所在地 芝公園 2-7-3 芝公園保育園 3階
 所管課 芝地区総合支所管理課管理係 (03-3578-3136)

利用時間	9:00~20:00		
時間枠	午前	午後	夜間
	9:00~12:30	12:30~17:00	17:00~20:00 (下記◆参照)
会議室	名称	規模	利用可能人数
	★会議室 1	約 54 m ²	30 人
	★会議室 2	約 48 m ²	30 人
その他施設	ロビースペース、親子ふれあいコーナー		
付帯設備	スクリーン1台、プロジェクター1台、 マイクセット1セット、テレビ2台、 ★印は公衆無線 LAN(Minato City Wi-Fi) 利用可		
利用不可	休日、12/29~1/3		

交通機関

- 地下鉄三田線「芝公園駅」A3 出口徒歩 1分
- ちいばす芝ルート「芝公園駅」バス停徒歩 2分

個別注意事項

- ◆夜間 (17:00~20:00) の利用は、利用日の 1 週間前までにお申込みください。また、17 時以降は 1 時間単位での申込みとなります。
- ◆「親子ふれあいコーナー」は、乳幼児の親子と一緒に利用できるコーナーです。
- ◆ロビースペースに 65 歳以上の高齢者が利用できる「高齢者コーナー」があります。
- ◆会議室 1・2 は繋げて利用することができます。

愛宕区民協働スペース

所在地 虎ノ門 3-19-15 ザ・パークハウス愛宕虎ノ門 1階
 所管課 芝地区総合支所管理課管理係 (03-3578-3136)

利用時間	9:00~21:00		
時間枠	午前	午後	夜間
	9:00~12:30	12:30~17:00	17:00~21:00
会議室	名称	規模	利用可能人数
	★集会室	約 100 m ²	34 人
その他施設	-		
付帯設備	★印は公衆無線 LAN(Minato City Wi-Fi) 利用可		
利用不可	12/29~1/3		

交通機関

- 地下鉄日比谷線「神谷町駅」3 番出口徒歩 3分
- 都バス「神谷町駅前」バス停徒歩 4分
- ちいばす麻布東ルート「神谷町駅前」バス停徒歩 2分

個別注意事項

- ◆施設の鍵は、利用者に開閉していただきます。当日もしくは前日 (土・日、休日を除く) に芝地区総合支所管理課管理係または、当日もしくは前日 (夜間、休日を除く) に新橋区民協働スペース受付でお渡しします。

東麻布区民協働スペース

所在地 東麻布2-1-1 東麻布二丁目複合施設3階
 所管課 麻布地区総合支所管理課管理係 (03-5114-8811)

利用時間	火・木・土・日 9:00~21:00		
時間枠	午前	午後	夜間
	9:00~12:30	12:30~17:00	17:00~21:00
会議室	名称	規模	利用可能人数
	★協働スペース1	約94㎡	63人
	★協働スペース2	約31㎡	18人
	★協働スペース3	約31㎡	18人
	★協働スペース4	約62㎡	36人
その他施設	ロビースペース、給湯室		
付帯設備	グランドピアノ(協働スペース1専用)、スクリーン1台、プロジェクター1台、マイクセット1セット、★印は公衆無線LAN(Minato City Wi-Fi)利用可		
利用不可	月・水・金曜及び12/29~1/3、施設点検日		

交通機関

- 地下鉄大江戸線「赤羽橋駅」中之橋出口徒歩7分
- ちいばす麻布東ルート「東麻布一丁目(東京タワー下)」バス停徒歩3分

個別注意事項

- ◆施設への入館は、区道側の校門(東麻布保育園側)にある「東麻布区民協働スペース」のインターホンで受付を呼び出してください。
- ◆協働スペース4は、カーテンで仕切ることができます。
- ◆ロビースペースの一角で簡単な運動ができます。簡易な健康器具を貸出していますので、ご利用の方は受付にお申出ください。

麻布区民協働スペース

所在地 六本木5-16-46 麻布保育園3階
 所管課 麻布地区総合支所管理課管理係 (03-5114-8811)

利用時間	月~金 9:00~21:00 土・日、休日 9:00~17:00		
時間枠	午前	午後	夜間(平日のみ)
	9:00~12:30	12:30~17:00	17:00~21:00
会議室	名称	規模	利用可能人数
	★協働スペース1	約50㎡	24人
	★協働スペース2	約50㎡	24人
	★協働スペース3	約50㎡	24人
その他施設	給湯室		
付帯設備	印刷機(麻布地区総合支所内)、スクリーン(各会議室1面)、プロジェクター1台、マイクセット1セット、★印は公衆無線LAN(Minato City Wi-Fi)利用可		
利用不可	12/29~1/3、施設点検日		

交通機関

- 地下鉄日比谷線・大江戸線「六本木駅」3番出口徒歩7分
- ちいばす麻布西ルート・麻布東ルート・田町ルート「麻布地区総合支所前」バス停徒歩1分

個別注意事項

- ◆会議室の利用にかかる開錠、施錠は受付で対応いたします。
- ◆協働スペース1・2・3は繋げて利用することができます。

六本木区民協働スペース

所在地 六本木 6-5-19 シティハイツ六本木公共施設棟 1階
 所管課 麻布地区総合支所管理課管理係 (03-5114-8811)

利用時間	月～金 9:00～21:00 土・日、休日 9:00～17:00		
時間枠	午前	午後	夜間
	9:00～12:30	12:30～17:00	17:00～21:00
会議室	名称	規模	利用可能人数
	★協働スペース1	約 33 m ²	18人
	★協働スペース2	約 61 m ²	24人
その他施設	給湯室		
付帯設備	スクリーン1台、プロジェクター1台、 マイクセット1セット、 ★印は公衆無線 LAN (Minato City Wi-Fi) 利用可		
利用不可	12/29～1/3、施設点検日		

交通機関

- 地下鉄日比谷線「六本木」駅 1b 出口より徒歩 1 分
- ちいばす田町ルート・赤坂ルート「六本木駅前」バス停徒歩 3 分

個別注意事項

- ◆会議室の利用にかかる開錠、施錠は受付で対応いたします。
- ◆協働スペース 1・2 は繋げて利用することができます。

赤坂区民協働スペース

所在地 赤坂 4-18-13 赤坂地区総合支所 2階
 所管課 赤坂地区総合支所管理課管理係 (03-5413-7014)

利用時間	月～金 9:00～17:00 (12:00～13:00 を除く)		
時間枠	時間枠はありません。		
会議室	名称	規模	利用可能人数
	★集会スペース	約 19 m ²	6人
その他施設	-		
付帯設備	コピー機、印刷機、 ★印は公衆無線 LAN (Minato City Wi-Fi) 利用可		
利用不可	土・日、休日及び 12/29～1/3		

交通機関

- 地下鉄銀座線・半蔵門線・大江戸線「青山一丁目駅」4 番出口徒歩 10 分
- 地下鉄銀座線・丸の内線「赤坂見附駅」A 出口徒歩 8 分
- ちいばす赤坂ルート・青山ルート (赤坂見附 → 六本木ヒルズ)「赤坂地区総合支所前」バス停徒歩 0 分

個別注意事項

- ◆赤坂地区総合支所 2 階の事務内にあります。
- ◆12:00～13:00 は利用できません。

高輪区民協働スペース

所在地 高輪 1-5-38 HUG高輪 2階

所管課 高輪地区総合支所管理課管理係 (03-5421-7124)

利用時間	月～金 9:00～20:30 土・日 9:00～17:00		
時間枠	午前	午後	夜間(平日のみ)
	9:00～12:30	12:30～17:00	17:00～20:30
会議室	名称	規模	利用可能人数
	★集会スペース	約 88 m ²	40 人
その他施設	-		
付帯設備	スクリーン1台、プロジェクター1台、 マイクセット1セット、 ★印は公衆無線 LAN(Minato City Wi-Fi) 利用可		
利用不可	休日及び 12/29～1/3		

交通機関

- 地下鉄南北線・三田線「白金高輪駅」1番出口徒歩7分
- ちいばす高輪ルート「高輪地区総合支所前」バス停徒歩7分

個別注意事項

- ◆予約は、利用日の1週間前の開庁日までにお申込みください。
- ◆ご利用の際は、予約時に受取る利用申込書(控)を必ず持参ください。
- ◆鍵の受け渡し方法は平日、土曜日と日曜日とで異なります(詳細は利用申し込み時にご案内します。)
- ◆駐車場及び駐輪場はご利用できません(ただし、建物管理者から事前許可を受けた荷物の搬入搬出および身体障害者等の一時乗降の場合は除きます。)

高輪台区民協働スペース

所在地 高輪 3-10-16 優つくり村高輪台 1階

所管課 高輪地区総合支所管理課管理係 (03-5421-7124)

利用時間	月～金 9:00～21:00 (12:30～13:00、17:00～17:30 を除く) 土・日、休日 9:00～17:00 (12:30～13:00 を除く)		
時間枠	午前	午後	夜間
	9:00～12:30	13:00～17:00	17:30～21:00
会議室	名称	規模	利用可能人数
	★集会スペース	約 60 m ²	30 人
その他施設	給湯スペース		
付帯設備	スクリーン1台、プロジェクター1台、 マイクセット1セット、 ★印は公衆無線 LAN(Minato City Wi-Fi) 利用可		
利用不可	12/29～1/3、施設点検日		

交通機関

- 地下鉄浅草線「高輪台駅」1番出口徒歩5分
- 都営バス「高輪台駅前」バス停徒歩1分
- ちいばす高輪ルート「東京高輪病院」バス停徒歩1分

個別注意事項

- ◆予約は、利用日の1週間前の開庁日までにお申込みください。
- ◆ご利用の際は、予約時に受取る利用申込書(控)を必ず持参の上、建物内1階の受付で鍵を受け取ってください。
- ◆付帯設備は、倉庫に保管してあります。
- ◆12:30～13:00、17:00～17:30 は利用できません。

白金台区民協働スペース

所在地 白金台 4-6-2 ゆかしの杜 6階

所管課 高輪地区総合支所管理課管理係 (03-5421-7124)

利用時間	月～金 9:00～21:00 (12:30～13:00、17:00～17:30 を除く) 土・日、休日 9:00～17:00 (12:30～13:00 を除く)		
時間枠	午前	午後	夜間
	9:00～12:30	13:00～17:00	17:30～21:00
会議室	名称	規模	利用可能人数
	★会議室 1	約 63 m ²	24 人
	★会議室 2	約 101 m ²	57 人
	★会議室 3	約 50 m ²	24 人
その他施設	-		
付帯設備	スクリーン2台、プロジェクター2台、 マイクセット1セット、 ★印は公衆無線 LAN(Minato City Wi-Fi) 利用可		
利用不可	12/29～1/3、施設点検日		

交通機関

- 地下鉄南北線・三田線「白金台駅」2 番出口徒歩 1 分

個別注意事項

- ◆予約は、利用日の 1 週間前の開庁日までにお申込みください。
- ◆ご利用の際は、予約時に受取る利用申込書(控)を必ず持参の上、建物内 2 階の受付で鍵を受け取ってください。
- ◆付帯設備は、倉庫に保管してあります。
- ◆12:30～13:00、17:00～17:30 は利用できません。

神応区民協働スペース

所在地 白金 6-9-5 神応ほっとプラザ 4 階・屋外

所管課 高輪地区総合支所管理課管理係 (03-5421-7124)

利用時間	月～土 9:00～21:30 (12:30～13:00、17:00～17:30 を除く。多目的ひろば 1・2 は 9:00～17:00 (12:30～13:00 を除く) 日 9:00～17:00		
時間枠	午前	午後	夜間
	9:00～12:30	13:00～17:00	17:30～21:30
会議室	名称	規模	利用可能人数
	★会議室 A	約 47 m ²	27 人
	★会議室 B	約 55 m ²	45 人
多目的ひろば	多目的ひろば 1	約 760 m ²	-
	多目的ひろば 2	約 331 m ²	-
その他施設	給湯室、印刷機、多目的ひろば更衣室		
付帯設備	スクリーン2台、プロジェクター2台、 マイクセット1セット ★印は公衆無線 LAN(Minato City Wi-Fi) 利用可		
利用不可	12/29～1/3		

交通機関

- 地下鉄南北線・三田線「白金高輪駅」3 番出口徒歩 12 分
- 都バス「恵比寿三丁目」バス停徒歩 4 分、「北里研究所前」バス停徒歩 2 分

個別注意事項

- ◆予約は、利用日の 1 週間前の開庁日までにお申込みください。
- ◆ご利用の際は、予約時に受取る利用申込書(控)を必ず持参の上、建物内 4 階の受付で鍵を受け取ってください。
- ◆付帯設備は、倉庫に保管してあります。
- ◆12:30～13:00、17:00～17:30 は利用できません。
- ◆会議室 A・B は繋げて利用することができます。

芝浦区民協働スペース

所在地 芝浦1-16-1 みなとパーク芝浦1階
 所管課 芝浦港南地区総合支所管理課管理係 (03-6400-0011)

利用時間	9:00~21:30		
時間枠	午前	午後	夜間
	9:00~12:30	12:30~17:00	17:00~21:30
会議室	名称	規模	利用可能人数
	★多目的室1	約80㎡	30人
	★多目的室2	約47㎡	20人
	★多目的室3	約47㎡	20人
その他施設	協働コーナー、給湯室		
付帯設備	スクリーン1台、プロジェクター1台、コピー機、印刷機、丁合機、紙揃え機、裁断機、紙折り機、作業机、★印は公衆無線LAN(Minato City Wi-Fi) 利用可		
利用不可	12/29~1/3、施設点検日		

交通機関

- JR「田町駅」芝浦口(東口) 徒歩5分
- 地下鉄浅草線・三田線「三田駅」A6出口 徒歩6分
- ちいばす芝ルート・芝浦港南ルート「みなとパーク芝浦」バス停から徒歩すぐ

個別注意事項

- ◆利用当日は、「みなとパーク芝浦」(芝浦港南地区総合支所等が入居する複合施設)の防災センターに、受付印が押印された利用申込書(控)を提出してください。鍵の受渡しを行います。
- ◆多目的室2・3は繋げて利用することができます。

品川駅港南口区民協働スペース

所在地 港南2-3-13 品川フロントビルキッズ館1階
 所管課 芝浦港南地区総合支所管理課管理係 (03-6400-0011)

利用時間	7:00~21:30		
時間枠	午前	午後	夜間
	7:00~12:30	12:30~17:00	17:00~21:30
会議室	名称	規模	利用可能人数
	A集会室	約30㎡	18人
その他施設	-		
付帯設備	公衆無線LAN(Minato City Wi-Fi) 利用可		
利用不可	12/31~1/3、施設点検日		

交通機関

- JR「品川駅」港南口(東口) 徒歩5分
- ちいばす高輪ルート・芝浦港南ルート「品川駅港南口」バス停徒歩3分

個別注意事項

- ◆利用当日は、品川フロントビル本棟防災センターに、受付印が押印された利用申込書(控)を持参してください。開錠、施錠(遠隔操作)を駐在員に依頼してご利用いただきます(詳細は申込み時にご案内します。)

港南区民協働スペース

所在地 港南4-3-7 さんぽーと港南1階・2階
 所管課 芝浦港南地区総合支所管理課管理係 (03-6400-0011)

利用時間	9:00~21:30		
時間枠	午前	午後	夜間
	9:00~12:30	12:30~17:00	17:00~21:30
会議室	名称	規模	利用可能人数
	多目的室1	約30㎡	15人
	★多目的室2	約44㎡	22人
	★多目的室3	約44㎡	22人
	★多目的室4	約49㎡	24人
その他施設	協働コーナー、ロビースペース、給湯室、		
付帯設備	スクリーン1台、プロジェクター1台、 コピー機、印刷機、丁合機、裁断機、作業机 ★印は公衆無線LAN(Minato City Wi-Fi) 利用可		
利用不可	12/29~1/3		

交通機関

- JR「品川駅」港南口
(東口) 徒歩14分
- ちいばす芝浦港南ル
ート「港南四丁目」バ
ス停徒歩2分

個別注意事項

- ◆ 利用当日は、「さんぽーと港南」(港南子ども中高生プラザ等が入居する複合施設)の総合案内に、受付印が押印された利用申込書(控)を提出してください。鍵の受渡しを行います。
- ◆ 多目的室1は靴を脱いでご利用ください。
- ◆ 多目的室2・3・4は繫げて利用することができます。

【こんなときはどうするの？（Q&A）】

テーマ	質問	回答
会議室 利用申込	総合支所の管理課管理係の窓口では、すべての区民協働スペースの申込みができますか？	各総合支所管理課管理係でお申込みができます。
会議室 利用申込	今から空きがあったら使いたいのですが。	各区民協働スペースの申込状況等により利用できる場合もあります。各総合支所管理課管理係にお問い合わせください。ただし、東麻布、芝浦、港南は、現地へお問い合わせいただくこともできます。
会議室 利用申込	区民協働スペースで利用申込みができますか？	原則として各総合支所管理課管理係にお申込みください。ただし、東麻布、芝浦、港南については、現地で申込みができます。詳細は所管の総合支所管理課管理係にお問い合わせください。
その他 利用申込	コピー機や印刷機を利用するだけでも申込みが必要ですか？	原則、コピー機や印刷機を利用できるのは、会議室の利用承認を得ている団体のみです。 印刷用紙は持参してください。また、スペースによって、印刷機の使用申請書と印刷する見本1部の提出が必要となります。詳しくは、所管する総合支所管理課管理係にお問い合わせください。
活動 内容	区が後援、当団体主催で、地域でイベントを開催します。後援の名義ももらっていることから、打合せの場として、利用できますか？	区の後援名義の有無によらず、利用目的、事業内容によって判断します。 ※区と共催名義の場合には、区の関係課が利用予約をして、利用することができます。
活動 内容	当団体は、区と共催で近隣住民を対象として防災講習会を開催します。参加料を徴収し、テキストを有償配布したいのですが、金銭の授受は構わないですか？	販売が主目的の場合は認めていませんが、テキスト代や材料費など最低限の費用の徴収は構いません。金銭授受が発生する場合は、事前にご相談ください。
活動 内容	区と協働しているイベントの打ち上げとして、飲食を伴っての利用はできますか？	利用にあたっては、会議、講演会、セミナー、打合せ等を行う場合は認められますが、飲食を主目的とした集会や、楽器の練習等、大音量を伴う活動には利用できません。
ロビー スペース 利用	ロビースペースで、地域活動に関して簡単な打合せをすることは可能ですか？	ロビースペースは、椅子やテーブルに限りがあり、パーティションがなくオープンなスペースであることをご承知のうえで、少人数の打合せにご利用いただくことができます。ただし、会議室の利用予定がない場合は、施設管理上、利用できない場合や施錠している場合があります。 詳しくは、所管する総合支所管理課管理係にお問い合わせください。

○港区区民協働スペースの設置及び管理運営に
関する要綱

平成23年11月1日

23港産地第935号

(目的)

第1条 この要綱は、参画と協働を基本姿勢とした区政運営を目指し、地域の課題解決に向けた区民と区との協働の場及び区民相互の活動の場を提供するため、区民協働スペースの設置及び管理運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(名称、位置等)

第2条 区民協働スペースの名称、位置等は、別表1のとおりとする。

(開設時間等)

第3条 区民協働スペースの開設時間等は、別表2のとおりとする。ただし、区長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に閉鎖することができる。

(利用できる団体)

第4条 区長は、区民と区が協働して行う地域課題解決のための活動又は公共的若しくは公益的な活動を行う団体又は区長が適当と認めるものに、区民協働スペースを利用させることができる。

(利用の申込み)

第5条 区民協働スペースの利用を希望する団体は、あらかじめ、総合支所に利用の申込みをしなければならない。

2 前項の申込みをした団体は、利用に当たり総合支所に区民協働スペース利用申込書(別記様式)を提出するものとする。

3 区民協働スペースを所管する総合支所は、前項の申込書を保管し、当該スペースの利用実績を記録するものとする。

(利用の変更)

第6条 区民協働スペースの利用の申込みをした団体

は、その申込み内容を変更するときは、総合支所に対し、速やかにその旨を連絡しなければならない。

(遵守事項)

第7条 区民協働スペースを利用する団体は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害する行為を行わないこと。

(2) 営利を目的とする活動、政治活動又は宗教活動を行わないこと。

(3) 酒類の飲食を主目的とする利用をしないこと。

(使用の取消し)

第8条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を取り消すことができる。

(1) 利用目的又は遵守事項に違反したとき。

(2) 港区暴力団排除条例(平成26年港区条例第1号)第12条の規定に基づき、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資すると認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が不適当と認めるとき。

(管理運営)

第9条 区民協働スペースは、各総合支所が管理運営する。

(利用料)

第10条 区民協働スペースの利用料は、無料とする。

(損害賠償)

第11条 区民協働スペースを利用する団体は、当該スペース内の設備、物品等に損害を与えたときは、相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、

区長が別に定める。

(付則、別表省略)

【連絡先一覧】

◎相談先

区の担当が分からない、利用できるか不明、複数の地域にまたがるケースや全区的な活動をしている、または活動を予定している等の場合は

- ・ 地域振興課区民協働・町会自治会支援担当 03-3578-2557

◎申込先

各総合支所管理課管理係で、申込みを受け付けます。

- ・ (芝地区) 管理係 03-3578-3136 【芝・新橋・芝公園・愛宕】
- ・ (麻布地区) 管理係 03-5114-8811 【東麻布・麻布・六本木】
- ・ (赤坂地区) 管理係 03-5413-7014 【赤坂】
- ・ (高輪地区) 管理係 03-5421-7124 【高輪・高輪台・白金台・
神応】
- ・ (芝浦港南地区) 管理係 03-6400-0011 【芝浦・品川駅港南口・港南】

◎所在地

- ・ 地域振興課区民協働・町会自治会支援担当 芝公園1-5-25 港区役所3階
- ・ (芝地区) 管理係 芝公園1-5-25
- ・ (麻布地区) 管理係 六本木5-16-45
- ・ (赤坂地区) 管理係 赤坂4-18-13
- ・ (高輪地区) 管理係 高輪1-16-25
- ・ (芝浦港南地区) 管理係 芝浦1-16-1

発行番号 2022218-3211

区民協働スペース利用ガイド【第7版】

平成27年(2015年)3月 初版発行

令和6年(2024年)3月 第7版発行

【編集・発行】

〒105-8511 港区芝公園1-5-25

港区産業・地域振興支援部地域振興課

電話03-3578-2111 (代表)